

秋田県大仙保健所からのお知らせ

観桜会・お祭り等の各種催し・イベント期間中に仮設店舗での臨時食品営業を計画している皆様へ

- 平成21年4月から、観桜会など県内各地で開催される各種催し・イベントに伴って、組み立て式などの仮設店舗(固定店舗のような材質構造や電気・水道・排水等の設備が十分でない施設)で臨時に飲食店等を営業する時は、保健所の食品営業許可が必要となります。
- 近年、仮設店舗で臨時に食品営業を行う方が増えており、各種催しに参加するお客様の食品による事故等を防止するため、営業者の方々に食品の取り扱い方法を周知することが目的です。食品の安全・安心確保の取り組みには関係者の皆様の協力が必要です。
- 新たに臨時の営業をしようとする方は、手続きについて前もって保健所に相談していただくようお願いいたします。

Q1 仮設店舗による臨時営業にはどんな種類がありますか

- ① イベントの開催ごとに20日未満の期間で営業する場合
…煮物、焼物、揚げ物、ゆで物、削氷類などの品目分類ごとに「**臨時営業**」の許可
- ② 年間を通してお花見やお祭りを移動しながら営業する場合
…焼きそば、焼鳥、フレンチドックなど品目ごとに「**露天営業**」(5年間)の許可
- ③ 学校祭などでうどん、そばなどを提供する模擬店を開設する場合…**模擬店の届出**



Q2 仮設店舗を開設するためにはどんな手続きが必要ですか

- ① 「**臨時営業**」: 営業許可申請書、従事者の6ヶ月以内の検便実施結果書、施設の平面図、取扱品目と原材料等の仕入れ先一覧、手数料(飲食店2,800円など)、その他
 - ② 「**露天営業**」: 上記①の書類に加えて、施設の写真、出店計画書、手数料(飲食店16,000円など)、その他
 - ③ 「**模擬店**」: 開設届、従事者の6ヶ月以内の検便実施結果書、施設の平面図、取扱品目と原材料等の仕入れ先など
- ※検便の実施(容器受理、便採取、検査機関への検体送付と結果書郵送)には、約2週間必要です。
手続きが遅れないよう早めに対応してください。手続きは地元食品衛生協会でも受付可能です。

Q3 臨時や露天営業では仮設店舗設置にはどんな構造や設備が必要ですか

- ・破損しにくい材質のもので、屋根と床、三方の壁を囲ってください。使用水や排水設備、電気やガス、原材料等食品保管のための冷蔵設備、調理器具のほか、手指消毒液、使い捨ての器やゴミ箱など、衛生確保に必要な物品を備えていただきます。
- ・施設は、常に不衛生にならないよう、周囲に迷惑のかからないよう管理が必要です。

Q4 手続き等に関する問い合わせは

・「いつ、どこで、誰が、どんな食品を、どんな方法で提供するか」を計画し、早めに大仙保健所に相談してください。

問い合わせ先: 大仙保健所 環境・食品衛生班 TEL0187(63)3403

【催しの期間中、手続きなしで営業している場合や、食品の不適切な取り扱いなどがあった場合は、原則、営業差し止めとなる場合があります】